

1. 毒物劇物業務上取扱者の届出

次表左欄の事業を行う者であって、その業務上、次表右欄の毒物若しくは劇物を取り扱う者は、業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から 30 日以内に届出が必要です。

政令で定める事業（施行令第 41 条）	政令で定める毒物劇物（施行令第 42 条）
電気めっきを行う事業（事業の工程中に電気めっきを行う事業を含む） （令第 41 条第 1 号）	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業（事業の工程中に金属熱処理を行う事業を含む） （令第 41 条第 2 号）	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
最大積載量が 5,000 キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量*以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送事業 （令第 41 条第 3 号）	施行令第 42 条別表第二に掲げる物（P.5 参照）
しろありの防除を行う事業（建築物等に対してしろありの予防又は駆除の処理を行う事業であり、建築事業者等がその事業の一環として自ら行う場合を含む） （令第 41 条第 4 号）	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

*：四アルキル鉛を含有する製剤：200 リットル、それ以外の毒物劇物：1,000 リットル

【必要な書類等】

- ①毒物劇物業務上取扱者届出書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 18 号様式 P.6）
- ②事業場の平面図
- ③毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真
- ④届出者が法人である場合は、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書
※発行日より 6 か月以内のもの
- ⑤毒物劇物取扱責任者設置届及び添付書類（P.11～P.14）

<施行令第42条別表第二に掲げる物>

- 1 黄燐
- 2 四アルキル鉛を含有する製剤
- 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 4 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 5 アクリルニトリル
- 6 アクロレイン
- 7 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 8 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 9 塩素
- 10 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。）
- 11 クロルスルホン酸
- 12 クロルピクリン
- 13 クロルメチル
- 14 硅弗化水素酸
- 15 ジメチル硫酸
- 16 臭素
- 17 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 20 ニトロベンゼン
- 21 発煙硫酸
- 22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 23 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第 41 条第 号に規定する事業
	名称	
	所在地	
取扱品目		
備考		TEL : FAX :

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

令和 年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先)
高槻市長

【記載上の留意点 (毒物劇物業務上取扱者届出書)】

①事業場の種類

- ・電気めっきを行う事業 : 「令第 41 条第 1 号に規定する事業」 と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業 : 「令第 41 条第 2 号に規定する事業」 と記載すること。
- ・運送の事業 : 「令第 41 条第 3 号に規定する事業」 と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業 : 「令第 41 条第 4 号に規定する事業」 と記載すること。

②事業場の名称

- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

③事業場の所在地

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。

④取扱品目

- ・電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては「無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名」、運送の事業にあつては「施行令第 42 条別表第二に掲げる物のうち、取り扱う品目」、しろありの防除を行う事業にあつては「砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名」を記載すること。なお、取り扱う品目が多く、すべてを記載することができない時は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

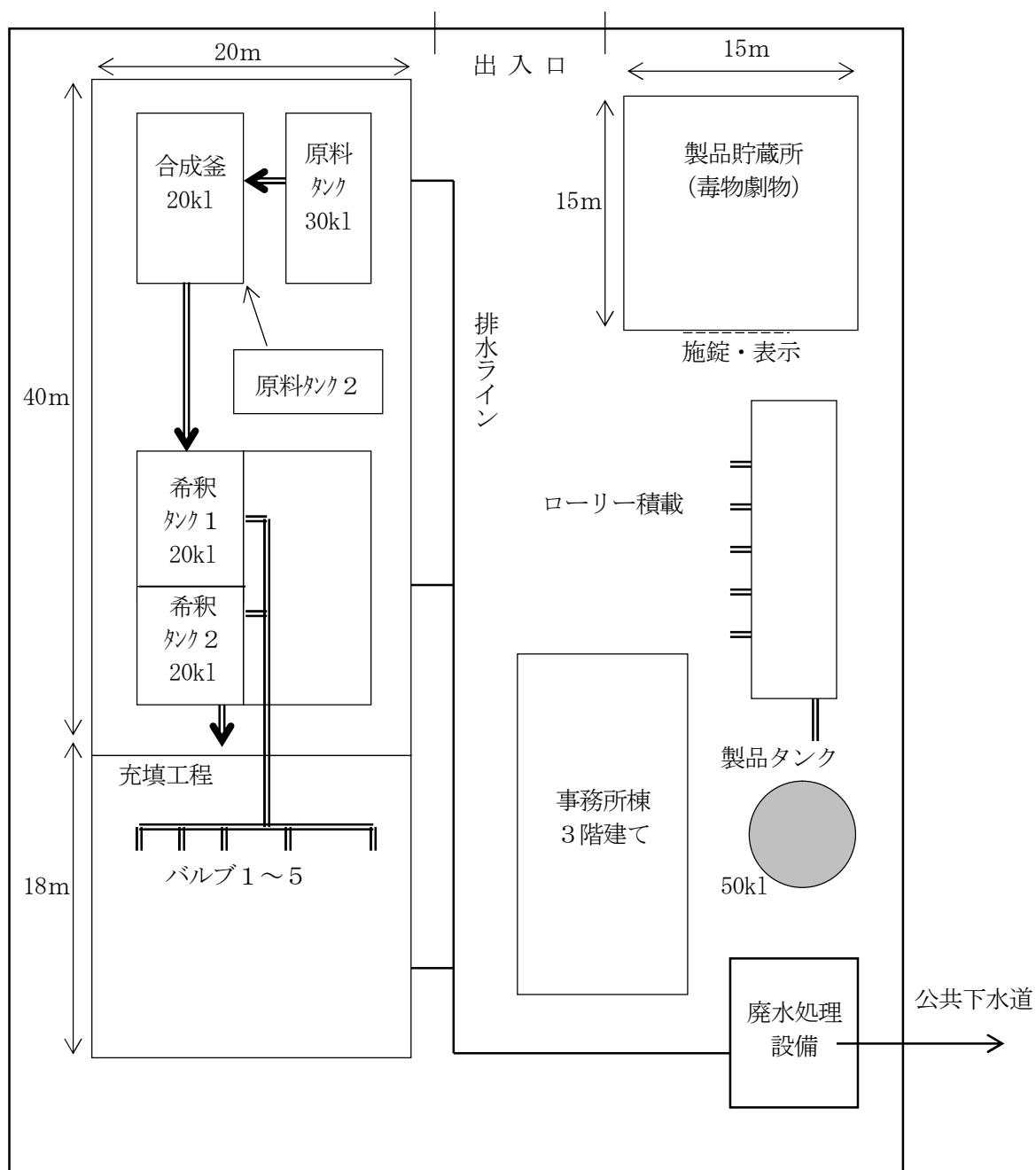
⑤備考

- ・事業場の電話番号及び F A X 番号を記載すること。

⑥届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。

<事業場の平面図の記載例>

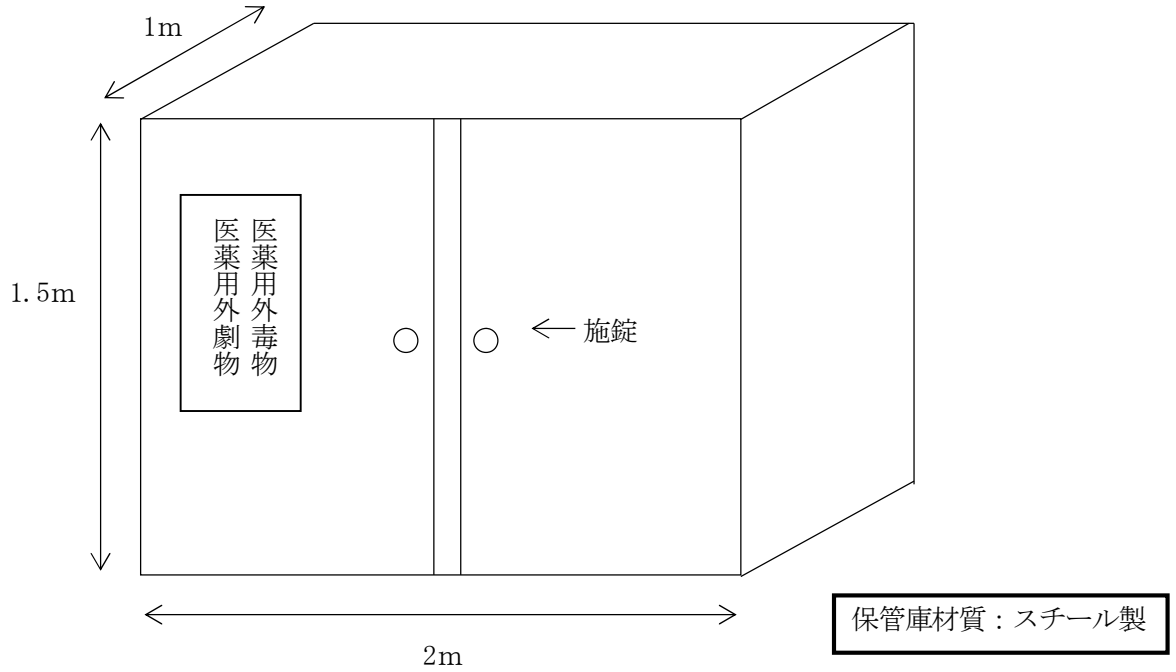


【事業場平面図の記載例】

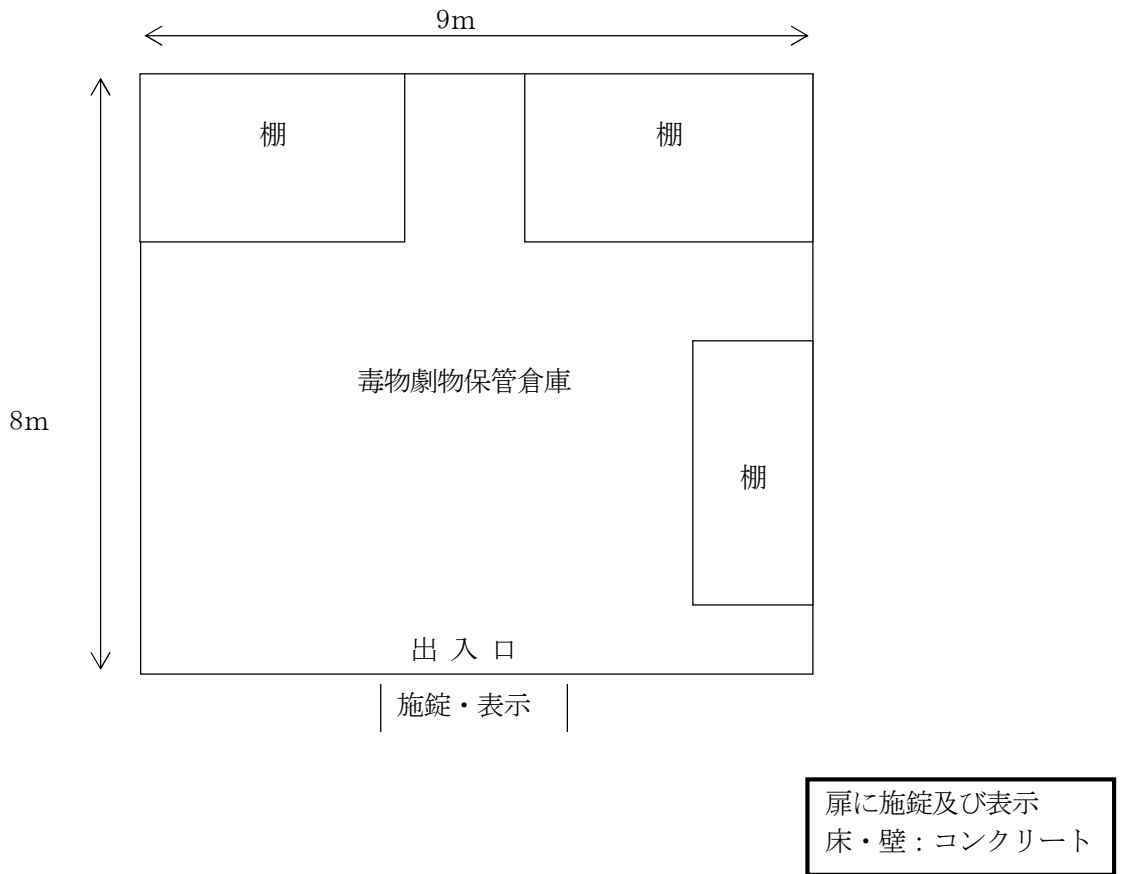
- ①定規等を用いて縮尺で正確に作成すること。(建築関係図面の転用可)
- ②寸法及び方角等を記載すること。
- ③出入口及び通路を記載すること。
- ④電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業及びしるありの防除を行う事業にあつては「毒物劇物貯蔵設備」を、運送事業にあつては「車庫」を明確に記載すること。
- ⑤電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては、「無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所」や「廃水処理設備等の設置場所」を明確に記載すること。

<毒物劇物貯蔵設備の概要図の記載例>

【例1：保管庫】



【例2：部屋全体】



【毒物劇物貯蔵設備概要図の記載例】

- ①毒物劇物貯蔵設備については、施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。
- ②床、壁の材質及び施錠について記載すること。
- ③出入口が複数箇所ある場合は、各々の施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。
- ④毒物劇物貯蔵設備の寸法を記載すること。
- ⑤毒物劇物運搬車両の写真（運送事業の場合）については、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げていることを確認できるものであること。また、1回につき1,000kg以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていることを確認できるものであること。